

平成29年度(第61回) 船員労働安全衛生月間

(平成29年9月1日～9月30日)

実施のしおり

月間スローガン

**元気に乗船、笑顔で下船、
皆で取り組むゼロ災害**



船員災害防止協会

平成29年度（第61回）船員労働安全衛生月間にあたって

船員労働安全衛生月間は、本年度で第61回を迎えることになります。

その歴史を振り返ってみると、第1回は、昭和32年の7月15日から8月14日に全国各地で月間の行事が実施されました。昭和42年10月に船員災害防止協会が創立されてからは、協会の主要な事業の一つとして、毎年、多彩な行事が企画・実施されるようになりました。月間の開催期間が、漁期等を考慮して9月1日から9月30日に、また船員災害防止大会が各地で開催されるようになったのも、この昭和42年の第11回からです。さらにこの年に、第1次船員災害防止基本計画が策定されました。

平成29年度は、第10次船員災害防止基本計画の最終年度に当たり、さらなる船員災害の防止に向かって、平成29年度船員災害防止実施計画に従い、各種月間行事が実施されます。

近年の月間活動では、全国各地にある当協会の11支部で、船員災害防止大会、安全衛生講習会、無料健康相談、訪船指導等の多様な行事が実施されています。月間行事中のメインイベントである船員災害防止大会は、昨年、全国各地17カ所で開催され、1,148人が参加し盛況を呈しました。

月間活動がスタートした昭和32年度当時に比べ、船員を取り巻く環境も大きく変容を遂げました。船員数がピーク時（昭和49年）の278千人から現在の65千人に大きく減少する中、特に近年において船員の高齢化が顕著になっています。

このような中、船員の災害・疾病発生状況は、協会発足当時の昭和42年度と平成27年度を千人率で比較すると、災害が約1/4、疾病が約1/8に減少しましたが、最近の減少率は横ばいで推移しています。特に高年齢船員の死傷災害、疾病率の高さが目を引きます。また、職務上の死亡災害も、陸上の他産業の災害発生状況と比較すれば、依然として高い状況にあり、災害防止のための一層の取り組みの推進が求められています。

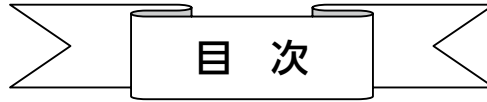
船員災害防止協会としては、船員の皆様が働きがい・生きがいを感じられ、家族の皆様も安心して送り出せるような安全で健康的な職場作り、すなわち船員災害防止活動の推進に努めていくことが、変わらぬ使命であると認識しております。

そのため、月間の目的である「海上における船員労働安全衛生思想の普及、船舶所有者及び船員による自主的な安全衛生活動の促進等により、船員災害の防止を図る」ため、より創意・工夫をこらした取り組みを図っていきます。

本年度のスローガンは、『元気に乗船、笑顔で下船、皆で取り組むゼロ災害』です。

このスローガンの下、月間中はもちろんのこと、年間を通した皆様方の船員災害防止活動の推進が図られるよう心から祈念致します。

平成29年 8月
船員災害防止協会



目 次

平成29年度（第61回）船員労働安全衛生月間にあたって	表紙裏
目 次	1
第10次船員災害防止基本計画の概要	2
平成29年度船員災害防止実施計画の概要	3
船員災害疾病発生状況の推移	5
平成29年度（第61回）船員労働安全衛生月間実施要綱	6
平成29年度（第61回）船員労働安全衛生月間実施要領	8
安全メモー1・（船員の死亡災害は海中転落が最も多い）	17
安全メモー2・（高年齢船員の死傷災害・疫病発生）	18
衛生メモー1・2（メンタルヘルス ～ストレスを見逃さずストレスと向き合おう～） ..	19
第61回 月間応募入選作品の発表	21
船員災害防止協会の頒布品	23
船員災害防止協会支部・地区支部一覧	24

第10次船員災害防止基本計画の概要

第10次船員災害防止基本計画は平成25年度から平成29年度までの5年間とする。

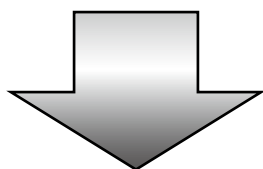
計画の目標

死傷災害及び疾病の発生率について、第9次基本計画期間（平成20年度～平成24年度）の年平均と比較して、第10次基本計画期間の年平均値を次のとおり減少させるものとする。

死傷災害		疾 病	
○ 一般船舶	: 11%減	○ 一般船舶	: 12%減
○ 漁 船	: 15%減	○ 漁 船	: 5%減
○ 全 体	: 13%減	○ 全 体	: 10%減



船員災害による死亡・行方不明の発生件数を2割減少させるものとする。



主要な対策の推進

- ① 作業時を中心とした死傷災害防止対策
- ② 海中転落・海難による死亡災害防止対策
- ③ 漁船における死傷災害防止対策
- ④ 年齢構成を踏まえた死傷災害及び疾病防止対策
- ⑤ 生活習慣病等の疾病防止対策
- ⑥ その他の安全衛生対策

平成29年度船員災害防止実施計画の概要

基本計画の実施を図るため、毎年国が作成している。

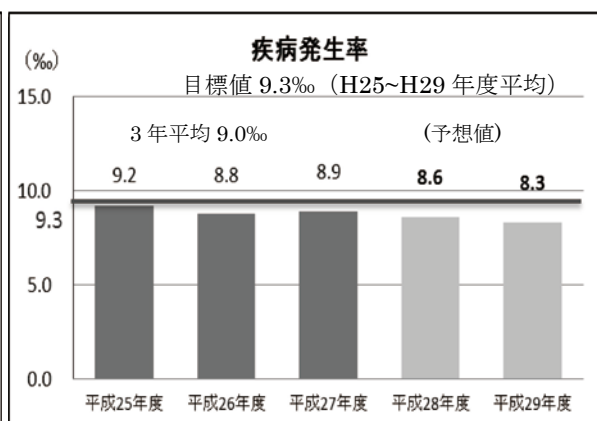
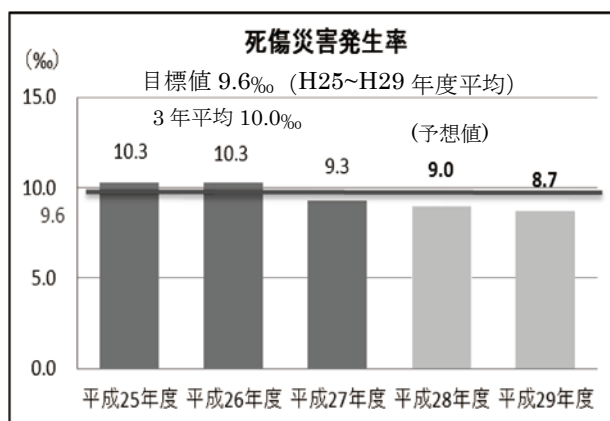
船員災害の減少目標

	死傷災害	疾 病
一般船舶	3 % 減	3 % 減
漁 船	4 % 減	2 % 減
合 計	3 % 減	3 % 減

船員災害発生状況等

		第9次	第10次					
		実績 年平均	目標		実績			
			減少目標	年平均	H25	H26	H27	年平均
死傷災害	一般船舶	8.2‰	11%減	7.3‰	7.6‰	7.8‰	7.4‰	7.6‰
	漁船	15.0‰	15%減	12.8‰	14.3‰	14.2‰	12.4‰	13.6‰
	合計	11.0‰	13%減	9.6‰	10.3‰	10.3‰	9.3‰	10.0‰
	死亡等人数	36.6人	20%減	29.3人	30人	32人	21人	27.7人
疾病	一般船舶	10.7‰	12%減	9.4‰	9.2‰	8.8‰	9.5‰	9.2‰
	漁船	9.8‰	5%減	9.3‰	9.3‰	8.9‰	8.0‰	8.7‰
	合計	10.3‰	10%減	9.3‰	9.2‰	8.8‰	8.9‰	9.0‰

第10次基本計画の船員災害減少目標及び達成状況（合計）



*予想値は、平成27年度の発生率を前提に、平成28年度及び平成29年度の減少目標（3 %）を達成した場合の数値である。

船員災害防止に関し重点を置くべき災害の種類

1. 作業時における死傷災害
2. 死亡・行方不明率の高い災害
3. 漁船における死傷災害
4. 高年齢船員の死傷災害・疾病
5. 生活習慣病等の疾病

船員災害防止のための主要な対策

総合的な安全衛生の向上を目指した取組

- 安全衛生管理体制の整備とその活動の推進
 - ① 作業基準、安全基準の徹底
 - ② 若年船員に対する安全衛生に係る教育・指導の充実
 - ③ 安全衛生パトロールや安全衛生教育等の実施
 - ④ 船内における安全衛生管理体制の構築及び推進（船内労働安全衛生マネジメントシステム及び船内向け自主改善活動（WIB）の普及促進）

- 船内の居住環境・作業環境の整備・改善

- ① 船内環境の整備・充実
- ② 適正な労働時間の遵守及び休息時間の確保
- ③ 死傷災害に係るリスク低減対策等

- 漁船における死傷災害対策

- ・ 漁ろう作業時の災害防止対策
- ・ 「転倒」、「はさまれ」防止対策

- 高年齢船員の死傷災害・疾病対策

- ・ 高年齢船員の死傷災害及び疾病防止対策

- 生活習慣病等の疾病防止対策

- ・ 生活習慣病の予防対策
- ・ インフルエンザ、ノロウィルス等の感染症予防対策
- ・ 居眠り防止対策 ・ 熱中症の予防対策
- ・ その他の健康管理上の取組
- ・ メンタルヘルスケアの取組
（平成 29 年度新規事業）

重点を置くべき災害に対応した取組

- 作業時を中心とした死傷災害防止対策

- 「転倒」、「はさまれ」、「動作の反動・無理な動作」防止対策

- 海中転落・海難による死亡災害防止対策

- ・ 作業用救命衣等の保護具の使用等
- ・ 乗下船時等、荒天時の海中転落の防止
- ・ 海中転落に備えた対策 ・ 生存対策講習会

- その他の安全衛生対策

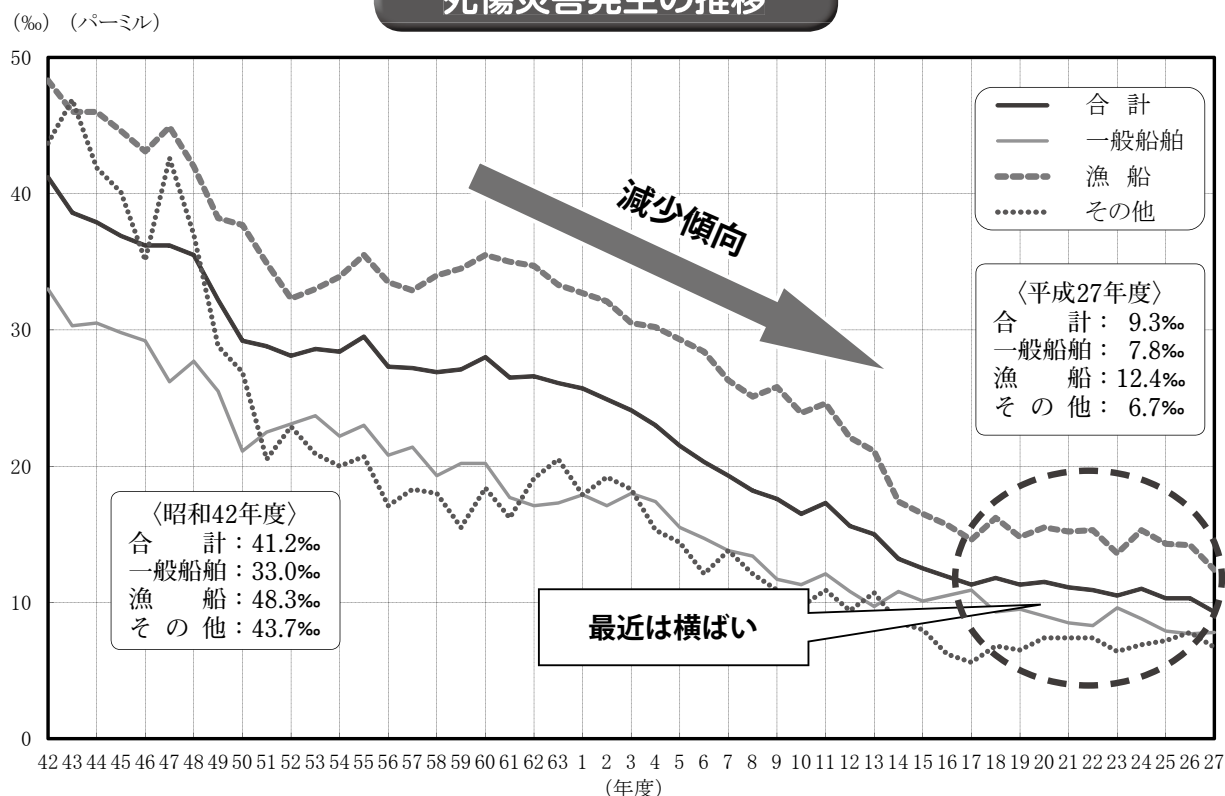
- ・ 外国人船員に係る安全衛生対策の推進

その他船員災害の防止に関し重要な事項

- ・ 船員労働災害防止優良事業者認定制度の推進
- ・ 船員安全取組大賞選定制度の実施
- ・ 船員労働安全衛生月間の実施
- ・ 船員災害防止協会の事業の充実及び効率化等

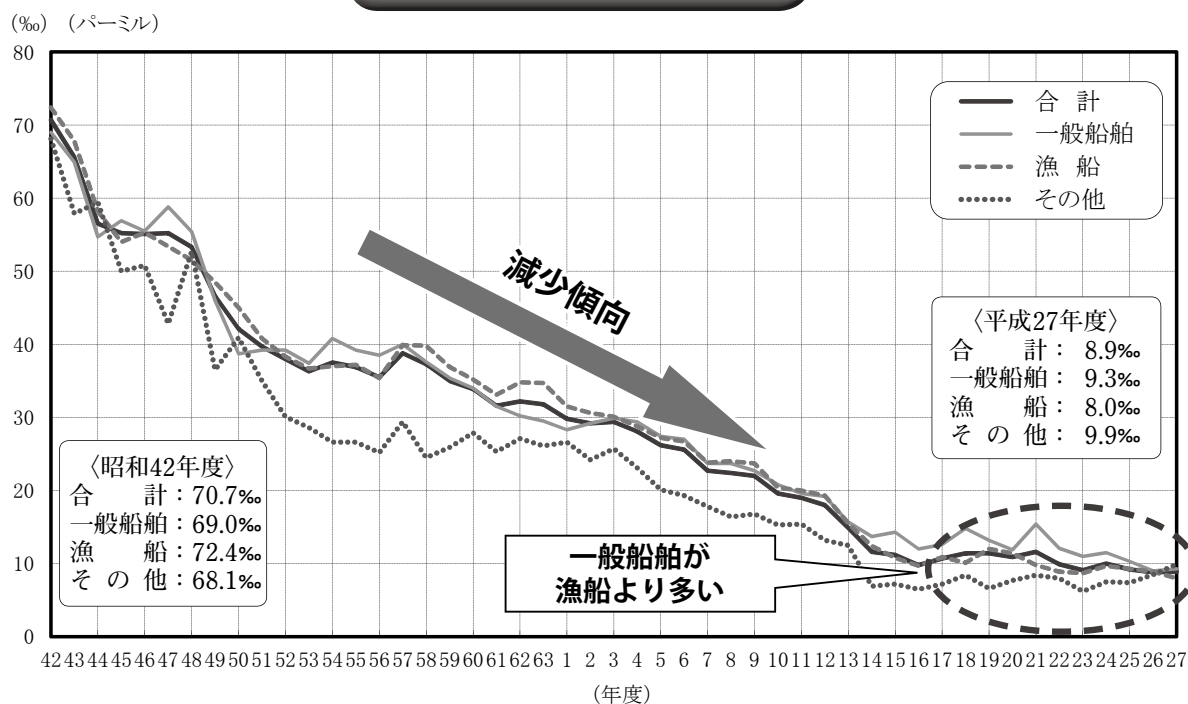
船員の災害・疾病発生状況の推移

死傷災害発生率の推移

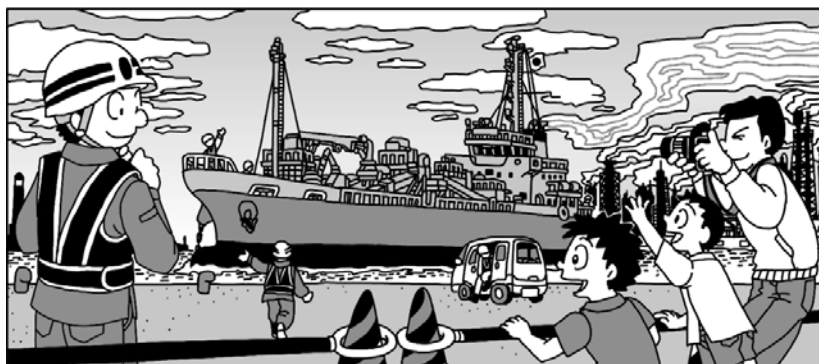


*「一般船舶」は、貨物船・油送船・LPG船・専用船・コンテナ船・旅客船とし
「その他」は、官公庁船・曳船・はしけ・起重機船・ガット船・その他の船舶としている

疾病発生率の推移



平成 29 年度（第 61 回）船員労働安全衛生月間実施要綱



1. 趣旨

船員労働安全衛生月間は、海上における船員労働安全衛生思想の普及、船舶所有者及び船員による自主的な安全衛生活動の促進等により船員災害の防止を図ることを目的として、昭和32年度から実施され、今年度で61回目を迎える。

船員の災害・疾病は、第1次船員災害防止基本計画の実施以降、関係者のためまね努力により、発生件数・発生率ともに大幅に減少しているが、近年はその減少割合が鈍化傾向にあり、船員の死傷災害は陸上の労働災害と比較して依然として高い発生率となっている。

また、船員の労働災害をめぐっては、近年の船員の高齢化、設備や機器の高度化、作業の多重化・効率化、外国人船員の増加等の変化に加え、船員不足が顕在化しつつある。

船員災害により、船員が休職・離職することは海運業及び漁業にとって人的資源の損失であるだけでなく、高い労働災害発生率は、若年者に船員という職業を敬遠させる要因となるものである。

これらの課題に適確に対処して船員を確保・育成していくためにも、引き続き船員災害の防止活動に取り組んでいく必要がある。今年度は、第10次船員災害防止基本計画の最終年度で有ることから、基本計画に掲げた目標を達成するため、一層の取組が求められるところである。

ついては、全国一斉、集中的に船員の災害・疾病防止活動を展開すべく、平成29年度船員災害防止実施計画(以下「実施計画」という。)に基づき船員労働安全衛生月間を実施し、船舶所有者及び船員等関係者の安全衛生に対する意識の高揚及び船員災害防止対策の一層の推進を図ることとする。特に今年度は、疾病発生件数が増加したメンタルヘルスに関する対策の他、昨年度に引き続き高年齢船員の死傷災害防止対策に重点的に取り組むものとする。

2. 実施時期

平成29年9月1日～9月30日（船舶の寄港状況、船員の就労状況等、地域・業種の実情を踏まえて適当と考えられる場合には、当該期間にとらわれることなく訪船する等、適当な時期を定めて集中的な活動を実施すること。）

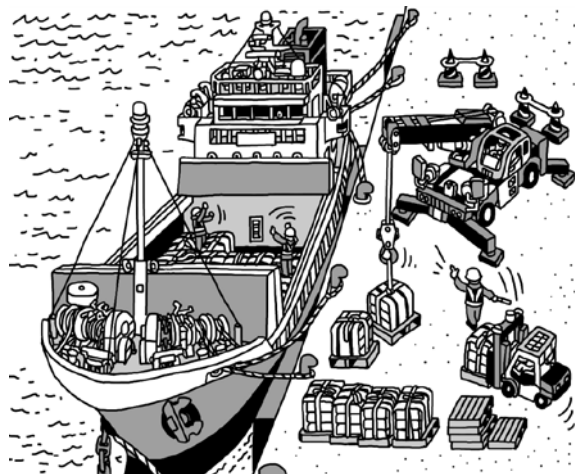
3. スローガン

元気に乗船、笑顔で下船、皆で取り組むゼロ災害

4. 重点事項

重点事項については、実施計画に則り、以下のとおりとする。

- (1) 作業時を中心とした死傷災害防止対策
- (2) 海中転落・海難による死亡災害防止対策
- (3) 漁船における死傷災害防止対策
- (4) 高年齢船員の死傷災害及び疾病防止対策
- (5) 生活習慣病等の疾病防止対策
- (6) その他の安全衛生対策



5. 主唱者等

- (1) 主唱者

国土交通省、水産庁

- (2) 協賛者

船員災害防止協会、地方（地区）船員労働安全衛生協議会等月間実施団体

- (3) 協力者

関係行政機関、関係地方自治体、関係独立行政法人、全日本海員組合、漁船同盟連絡協議会、一般社団法人日本船主協会、日本内航海運組合総連合会、内航大型船輸送海運組合、全国海運組合連合会、全国内航タンカー海運組合、全国内航輸送海運組合、全日本内航船主海運組合、一般社団法人日本旅客船協会、一般社団法人日本外航客船協会、一般社団法人大日本水産会、全国漁業協同組合連合会、一般社団法人全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会、一般社団法人全国いか釣り漁業協会、一般社団法人全国近海かつお・まぐろ漁業協会、全国さんま棒受網漁業協同組合、一般社団法人全国底曳網漁業連合会、一般社団法人全国まき網漁業協会、一般社団法人日本トロール底魚協会、日本かつお・まぐろ漁業協同組合、公益財団法人日本船員雇用促進センター、一般社団法人日本海員掖済会、一般財団法人船員保険会、一般社団法人外航船員医療事業団、公益財団法人日本財団、公益社団法人日本海難防止協会、公益財団法人日本海事広報協会、全国健康保険協会、船員災害防止推進会、

- (4) 実施者

上記主唱者、協賛者及び協力者との全面的な連携・協力の下、船舶所有者及び船員が中心となって実施すること。

6. 月間実施要領

月間中の実施事項については、平成29年度（第61回）船員労働安全衛生月間実施要領の事項を基本とし、地域のニーズを十分に把握したうえで、費用対効果も考慮しつつより効果的に実施すること。

また、訪船指導に当たっては、多様な船種への訪船に努めること。

平成 29 年度（第 61 回）船員労働安全衛生月間実施要領

1. 船舶及び事業場の自主総点検並びに防止対策の実施

船舶所有者及び船員は、本月間の趣旨を十分認識して、経営トップ自らの指揮監督の下に安全衛生管理責任者並びに船長及び安全担当者、衛生担当者等を中心として、次の事項を実施することとする。

(1) 安全衛生意識の高揚

- ① 安全衛生に関する改善意見、発明、考案等の提案制度を採用し活用する。
- ② 安全衛生に関する企業内表彰を行う。
- ③ 事業場におけるポスター、安全衛生標語、垂幕、立看板等の掲示、掲揚を行う。
- ④ 船舶における緑十字旗の掲揚、ポスター及び安全衛生標語の掲示、安全担当者及び衛生担当者のバッジ、腕章の着用を励行する。
- ⑤ 安全衛生に係る社内研修等を行う際には船員の家族も含めた研修を行う等効果的に実施できるよう努める。
- ⑥ 船員災害防止協会のホームページに掲載されている健康管理情報を効果的に活用し、疾病予防に関する対策・取組について周知を図る。
- ⑦ 船員災害防止協会が開催する高年齢船員向け安全講習会及びメンタルヘルスに関する衛生講習会への参加を推進する。

(2) 災害防止に関するノウハウの修得、災害・海難事例等の情報収集・分析

- ① 船員災害防止大会、安全衛生に関する各種講演会等へ積極的に参加し、災害防止に関するノウハウの修得に努める。
- ② 船員災害防止協会の安全技術指導員及び衛生技術指導員、安全衛生パトロール、船員災害防止協会発行の機関誌「船員と災害防止」、



「K Y T イラスト集（和英訳版）」、「船内におけるヒヤリハット実例集」、国土交通省の「事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用の進め方 ～事故の再発防止・予防に向けて～（海運モード編）」、ファックスだより「船員行政ニュース」及び運輸安全委員会の「船舶事故ハザードマップ」等により災害・海難事例等の情報収集・分析に努める。

- ③ 船内向け自主改善活動（以下W I Bという。）等の導入により安全衛生管理体制を構築する様に努める。
- ④ 化学物質等安全データシート（S D S）を活用し、船舶に積載する化学物質等の性状及び取扱い上の留意点に関する情報を船員に周知し、暴露限界値（T L V）が記載されている物質については、適切な保護具の使用、必要な検知器具を備えるなど、安全管理の周知徹底に努める。

(3) 安全衛生対策の推進

- ① 安全衛生教育の実施、作業手順の確認、船員労働安全衛生規則、船員災害防止計画及び酸素欠乏の防止のための遵守事項等により安全基準、衛生基準及び作業基準（以下「安全基準等」という。）の徹底に取り組む。

また、作業用救命衣等の保護具の使用、丈夫な舷てい又は歩み板の使用等乗下船時における海中転落防止を徹底する。

- ② 修得した災害防止に関するノウハウや収集した災害・海難事例の分析を踏まえ、安全衛生教育や作業手順の内容を点検・改善するとともに、自主的な安全基準等を作成する。

また、K Y T（危険予知訓練）・K Y K（危険予知活動）の導入・活用、船内安全衛生委員会によりチェックリストを用いて安全基準等を点検・改善する活動を推進する。

- ③ 若年船員に対しては、船長をはじめとする熟練船員が上記訓練・活動による教育を積極的に推進するとともに、中堅船員に対する再教育及び高年齢船員に多い災害事例に対応した教育を推進する。
- ④ 生活習慣病、メタボリックシンドローム、S A S（睡眠時無呼吸症候群）等を中心とした健康教育の徹底、定期的・継続的な健康診断の受診、無料健康相談、訪船診療及び保健指導等の利用を推進する。

また、粉じん作業による健康被害に関する知識の周知、船内作業時の予防対策の推進及びメンタルヘルスケアの周知啓蒙を図る。

- ⑤ 適正な労働時間の遵守及び休息時間の確保により、長時間労働による疲労やストレスの蓄積が発生要因となる船員災害の防止を図る。
- ⑥ インフルエンザ、ノロウィルス及びその他各種の感染症の予防対策を徹底する。それぞれの感染症に応じた感染予防対策を講ずるとともに、うがい、手洗い、アルコール消毒等を励行する。
- ⑦ 年1回以上義務付けられた水質検査や、月1回の残留塩素検査、保管状況・保管量の検査の結果を踏まえ、タンク内の飲用水の交換等適切な水質管理を徹底する。
- ⑧ 船員災害防止協会発行の「船内の食事管理（和英、MLC対応）」等を活用して、調理を行う上で必要な知識、衛生上必要な措置の実施を徹底する。

また、同協会発行の「船でつくる四季のメニュー（あなたの健康をまもるために）」等を活用して、栄養バランスが確保され、疾病予防に貢献するとともに、船内生活の魅力につながる多様なメニューを供食できるよう努める。

- ⑨ 船内環境の改善のため、船内作業の設備、機械、器具、用具等の整理整頓や作業場の清掃等の作業環境の整備に努めるとともに、居住区域内も整理整頓・清掃等を行う。また、月1回を目処に、船内環境の検査を行い、その結果及び改善内容の記録を残すようにする。
- ⑩ 高年齢船員には、体力測定等を行い現在の体力や筋力の状況を把握する他、無料健康相談や訪船指導等を活用して健康状態を把握し、必要に応じてその特性に配慮した適切な船内労働体制を構築するよう指導する。

（4）海難の発生に伴う死傷災害の抑制

- ① 操練の実施や生存対策講習（サバイバルトレーニング）の受講を推進する。
- ② 船舶火災を防止するため船舶設備等の保守・整備等を徹底する。
- ③ 漁船については、操業形態に合わせて、安全操業ができるような安全上の措置、責任分担等の明確化を図るとともに、海難に対する危険意識を持ち、ヘルメット・作業用救命衣の着用、荒天時における操業中止、



作業時の適切な監視員の配置等船舶の航行の安全に関する安全管理体制の再確認を徹底する。

2. 安全衛生に関する訪船指導

協賛者は、関係者の協力を得て、各地域又は業種の実態に応じて指導すべき船舶を選定の上、安全指導班及び衛生指導班を編成し、次の事項について訪船指導を行うとともに、各地域の実情を踏まえて、これら訪船結果に基づき船舶所有者（事業場）に対する訪問指導についても取り組む。

特に、その際、多様な船種への訪船に努めるほか、中小船舶所有者の所有する船舶及び事業場への指導を強化する。

なお、訪船指導に当たっては、各地域の実情、漁期、出入港スケジュール等を踏まえ、船舶所有者、漁業協同組合、荷主・オペレーター等の関係者と事前に日程調整する等、効率的に訪船できるよう工夫する。

（1）安全指導班・衛生指導班の共通指導内容

- ① 船舶所有者に対して災害防止に関するノウハウの修得、災害・海難事例等の情報収集・分析及びこれらを活用した安全衛生教育を実施するよう指導するとともに、安全衛生に係る社内研修などを行う際には、船員の家族も含めた研修を行うなど効果的に実施するよう指導する。
- ② 緑十字旗の掲揚、ポスター及び安全衛生標語の掲示、安全担当者及び衛生担当者のバッジ、腕章の着用を励行する等安全意識の高揚を図るよう指導する。
- ③ 船長、安全担当者、衛生担当者等による管理体制を再点検し、船員労働安全衛生規則における安全基準等の手順書の遵守を徹底する。
- ④ 船舶毎に船内の安全衛生に関する計画を作成・実施すること及び船員が常時5人以上である船舶は、船内安全衛生委員会を設置し、船内での安全衛生環境の維持向上のために船内における安全管理及び衛生管理等のための基本的事項や、災害疾病の原因特定及び再発防止に向けた取組について調査審議させ、その内容を受けて措置を講ずる体制を整備するよう指導する。
- ⑤ 若年・中堅船員に対して船長をはじめとする熟練船員によるノウハウの伝授に加え、チェックリストを用いて安全基準等の点検・改善等、安全衛生管理手法を通じた教育について指導する。
- ⑥ 船員災害防止協会が作成した海中転落及び高年齢船員向け死傷災害防止対策並びにメンタルヘルス対策のリーフレットを配付し、安全及び衛生に対する意識を高める。
- ⑦ 混乗船に対しては、外国人船員とのコミュニケーションの充実に努める他、特に、外国人船員に対する船員法等関係法令の周知、安全衛生教育の徹底等の安全衛生対策について指導を行う。



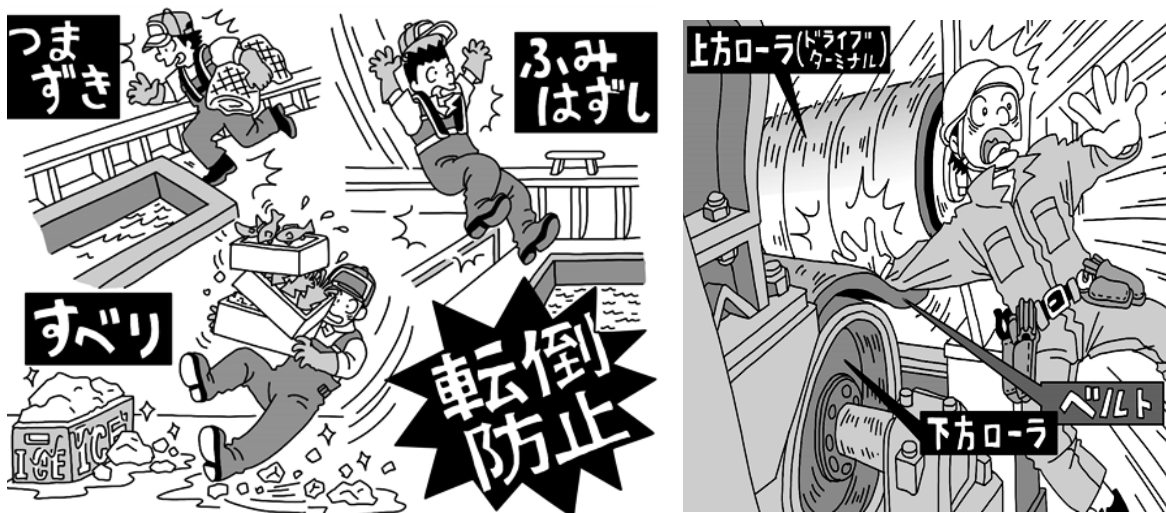
- ⑧ 船内の作業環境及び居住環境について、定期的（月1回程度）に良好な状態が維持されているか確認し、記録し、改善措置をとる体制を構築するように指導する。
- ⑨ 船内の安全衛生活動について、船長等が指揮を執り、船員災害防止実施計画等を活用した船舶毎の安全衛生計画の策定や、船内労働安全衛生マネジメントシステム、I S Mコードによるマネジメントシステム等を活用するとともに、中小船舶所有者においても、W I B等の導入により安全衛生管理体制を構築するように指導する。
- ⑩ 適正な労働時間の遵守及び休息時間の確保により、長時間労働による疲労やストレスの蓄積が発生要因となる船員災害の防止を図るように指導する。

（2）安全指導班の指導内容

安全指導班は、協賛者等の協力の下に、次の事項について指導を行う。その際、船員災害防止協会が作成した「安全衛生チェックリスト」等の積極的な活用を努める。

- ① 「転倒」、「はさまれ」及び「動作の反動・無理な動作」による災害を防止するため、船内設備の保守・整備、危険箇所への表示・標識の設置、作業方法等について再検討し、その防止対策の指導を行う。

さらに、一般船舶については、整備・管理作業について、漁船については、漁ろう作業について、安全確保に関する周知・啓発を行う。



- ② 「海中転落」による死亡災害を防止するため、船内設備の保守・整備、作業方法等の再検討、作業用救命衣の着用に向け個人の安全意識の向上を図るW I Bの導入を推進する等、その防止対策の指導を行う。

また、舷てい又は歩み板については、適切な使用の厳守、確実な取り付け、安全上丈な構造及び損傷、変形又は腐しよく等による問題がない状態とするよう指導を行う。

この他、停泊中は、呼び笛と木づちを付けた救命浮環を夜間照明を備えた舷てい付近の水面までつるす、不要な一人行動を慎む、上陸・帰船時には同僚に声をかけるなどの対策について、周知徹底する。

- ③ クレーン等の荷役設備の保守・整備、作業方法等を再検討するよう指導を行う。
特に、設備の損傷、変形又は腐食等による問題がない状態とするよう指導を行う。
- ④ ベテラン船員の慣れからくる油断や、高齢化に伴う体力・筋力の低下による死傷災害を防止するため、自らの体力等の把握、良好なチームワークの構築、滑り止め等の設備の整備等、その防止対策の指導を行う。

- ⑤ 死傷災害を未然に防ぐため、K Y T（危険予知訓練）・K Y K（危険予知活動）の導入・活用、船内安全衛生委員会によりチェックリストを用いて安全基準等を点検・改善する活動などのリスク低減対策について指導を行うとともに、船内労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進を図る。
- ⑥ 海難による死亡災害を防止するため、運輸安全マネジメント評価による安全管理体制の構築や重大事故発生時の再発防止対策、船舶自動識別装置（A I S）の導入を推進するとともに、最新の気象情報の収集を行うよう指導する。

（3）衛生指導班の指導内容

衛生指導班は、検疫所、保健所、（一社）日本海員掖済会、（一財）船員保険会等の協力の下に、次に掲げる事項について指導を行う。その際、生活習慣病予防のための日常生活のガイドライン、自己診断チェックリスト等の資料配付、船員災害防止協会が作成した「船でつくる四季のメニュー（あなたの健康をまもるために）」、「からだにやさしい健康レシピ（生活習慣病・メタボ対策）」、「船内の食事管理（和英、MLC対応）」の積極的な活用を努める。

- ① 生活習慣病、メタボリックシンドローム、S A S（睡眠時無呼吸症候群）に関する健康教育、健康診断の定期的、継続的な受診の徹底により、船員の健康状態を継続的かつ的確に把握し、作業環境の整備や適正配置を行う等適切な健康管理対策を推進する。特に次の項目については重点的に実施する。

イ 生活習慣病及びメタボリックシンドロームに関しては、食生活の改善、適度な運動、飲酒・喫煙の節制等による予防対策の推進を図る。

ロ S A S（睡眠時無呼吸症候群）については、自己チェックや専門医の診断について指導を行う。

- ② 船内におけるメンタルヘルスの必要性を認識し、船内安全衛生委員会等において自主的にメンタルヘルスクア推進に向けた調査審議、高ストレス発生の防止対策について実施するよう指導を行う。

また、船員災害防止協会が開催するメンタルヘルスに関する衛生講習会への参加を推進する。

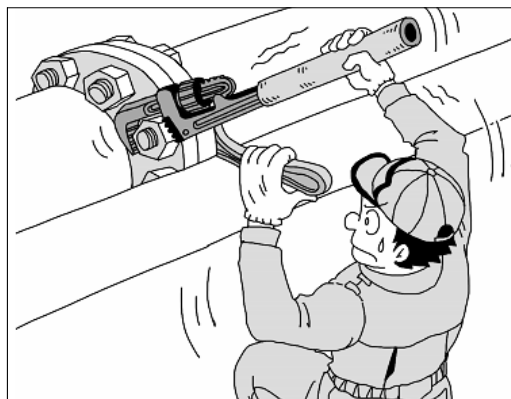
- ③ 飲用水の管理については、年1回以上行う水質検査、月1回以上行う残留塩素検査、貯蔵量や保管状況の検査の結果を踏まえ、タンク内の飲用水の交換、塩素剤の投与等適正な水質管理を行うよう指導を行う。

また、各種検査を行ったときは適切に記録・保管をするように指導を行う。

- ④ 調理業務については、当該作業に従事する者に衛生上必要な措置を講じること等について指導を行う。また、当該作業に従事する者に基礎的な知識に関する教育を施すことについて指導を行う。

また、同協会発行の「船でつくる四季のメニュー（あなたの健康をまもるために）」等を活用して、栄養バランスが確保され、疾病予防に貢献するとともに、船内生活の魅力につながる多様なメニューを供食できるよう指導する。

- ⑤ 感染症の対策として、うがい、手洗いの励行や、食材については十分な加熱処理を行う等の予防対策の指導を行う。



特にインフルエンザ等の感染症、ノロウィルス等の食中毒については、予防のための必要な情報の提供、予防対策の指導等を行う。

- ⑥ 高年齢船員については、現在の体力や筋力の状況を把握するために体力測定等の励行をする他、健康状態を把握するための無料健康相談に活用するように指導する。

特に高年齢船員に多い「筋骨格系」の疾患（椎間板障害及び腰痛等）については、作業前の準備運動を実施するほか、中腰・前屈み等の姿勢を避けること、作業場所に適切な照明や滑り止め装置をすることについて周知を図る。

- ⑦ 熱中症予防対策については、気象庁が発表する熱中症関連情報の活用や、定期的な水分・塩分の補給、異常を感じた場合に日陰で休む等の措置を講ずるように指導する。
- ⑧ 医療法報告書を備え付け、船内で傷病が発生した場合は、その後の医療機関との連携が取れるように処置や投薬の記録を残すように指導する。

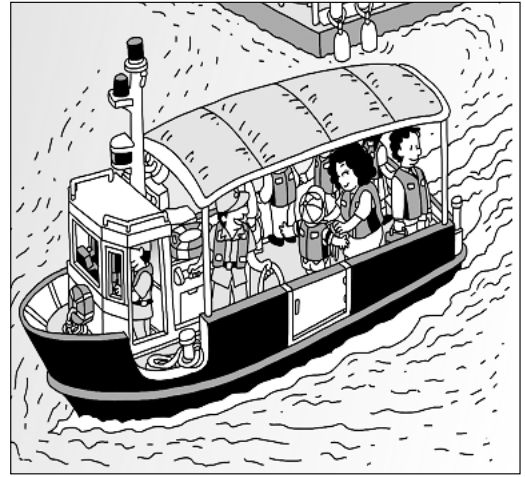
3. 安全衛生管理体制に関する指導強化

- (1) 協賛者は、関係者の協力を得て、安全衛生管理体制に関する講習会の開催やK Y T（危険予知訓練）等を通じ、安全衛生委員会の活性化を図る。特に、中小船舶所有者に対して、一般船舶にあっては荷主、元請オペレーター等、また、漁船にあっては地域又は業種単位で既存の協議会の下に船員災害防止のための組織等の設置の促進を図るとともに、その趣旨の周知を図る。
- (2) 船舶所有者、そのグループ、地区、業種等を対象として、第10次船員災害防止基本計画及び平成29年度船員災害防止実施計画の内容につき積極的な啓発を行うとともに、当該船舶所有者に係る船員災害発生状況、その他の個別具体的な状況を考慮した独自の船員災害防止対策の作成について指導を行う。
- (3) 船舶所有者による指導については、船員災害防止協会の安全衛生に関する資料（D V D等）を活用した少人数サークルでの活動等により、安全衛生活動に対する参加意識をもたせ、目標達成感を得られるようにする等、実効ある取組みを促進する。

4. 船員災害防止大会、講習会、講演会等の開催

- (1) 船員災害防止大会の開催
 - ① 船員災害防止協会は船員災害防止大会を開催する。開催に当たっては、家族ぐるみでの参加や、出席者参加型の双方向フォーラム形式での意見交換とする等創意工夫を行う。
また、船員の安全衛生に功労のあった者の表彰及び船員安全・労働環境取組大賞（略称S S S）受賞者によるプレゼンテーションを行う。
 - ② 地方運輸局は、大会において船員災害防止優良事業者の認定証の伝達を行うことにより、船員の労働災害防止に向けた船舶所有者の自主的な取組みを推進する。
 - ③ 船員が乗船中等の理由で大会に出席できない場合は、船舶所有者、船舶所有者の団体及び他の船員関係者は、得られた情報を積極的に船員に周知するよう努める。
- (2) 講演会等の開催
 - ① 協賛者は、安全衛生に関する学識経験者、地方運輸局長が指定した医師、関係団体等の協力を得て安全衛生に関する講演会、講習会等を開催する。
 - ② 講演会等の開催に当たっては、死亡・行方不明率の高い海中転落防止のため作業用救命衣の着用、命綱や安全ベルトの励行について重点を置き、WIB講習会等により個人の安全意識の向上を図る。

また、開催地域における船員災害の実情等を勘案しつつ、危険物、有害物による災害防止対策、酸素欠乏による災害防止対策、生活習慣病の知識と予防対策、「筋骨格系」の疾患（椎間板障害及び腰痛等）、感染症や食中毒の予防対策、S A S（睡眠時無呼吸症候群）に対する健康管理対策、騒音、振動障害の防止対策並びにその他必要な事柄について実施するよう配慮する。



- ③ 特に、中小船舶所有者及びその船員、また、船員の家族についてもこれら講演会等への積極的な参加を促進する。
- ④ 災害多発地域においては、船舶所有者及び関係者との懇談会等を開催し、地域の実態に即した実効ある災害防止対策の推進のための組織の設置等について積極的に指導する。
- ⑤ 協賛者は、関係者の協力を得て、生存に必要な知識、技能に関する生存対策講習会（サバイバルトレーニング）等を開催し、船員災害防止に関するノウハウの普及促進を図る。特に、膨脹式救命いかだの展張等救命設備の取扱いに係る実技訓練の実施及び衛星E P I R B（非常用位置指示無線標識）、S A R T（レーダートランスポンダ）等無線救命設備の適切な使用方法、救命胴衣の着用等についての教育・訓練に努める。
- ⑥ A E D（自動体外式除細動器）などの各種講習会や船員災害防止協会が主催する高年齢船員向け安全講習会、メンタルヘルスケアの衛生講習会等を活用し指導啓発活動を推進する。

（3）保護具等の展示会の開催

協賛者、関係団体、メーカー、代理店等の協力を得て船員災害防止大会会場周辺、通船待合所等において、安全衛生保護具、作業用救命衣、保護面、検知器具、水質検査器具等の展示会を開催し、取扱い方法の実演や、船種や作業形態に応じた保護具等の相談をできる体制を整える等することにより船員災害防止に関するノウハウの普及促進を図る。

5. 医療関係機関等との連携等

- （1）協賛者は、（一社）日本海員救済会、（一財）船員保険会、（独）地域医療機能推進機構地方運輸局長が指定した医師等の協力を得て、特定日を設けて当該病院、診療所その他船員が利用するのに便利な場所に臨時の無料健康相談所を開設する。

開設に当たっては、船員が有効に活用できるよう事前に趣旨、場所、日時等について周知徹底を図る。

- （2）健康相談等に当たっては、生活習慣病及びメタボリックシンドロームを中心とした疾病予防対策として、医療関係機関等又は市町村（健康管理担当課）の協力を得て、栄養士等による食生活に関する講習会、健康教育講座等を実施する。

また、S A S（睡眠時無呼吸症候群）の危険性に関する注意喚起、早期の受診・治療の指導、石綿（アスベスト）による健康被害に係わる船員健康管理手帳制度の周知を図る。

6. テレビ、ポスター、垂幕等による広報活動

(1) テレビ、新聞による広報等

- ① 主唱者、協賛者及び協力者は、テレビ、ラジオ、ホームページ、ファクシミリ、新聞、雑誌、自治体の広報誌等を通じて本月間の広報を行う。
- ② 船舶を利用した海上からの活動として、船舶及び船員に対し、直接呼びかけて周知する。
- ③ ファックス日より「船員行政ニュース」、船員災害防止協会発行の機関誌「船員と災害防止」等を活用して周知する。

(2) ポスター、安全衛生標語及び実施のしおりの作成配布

- ① 船員災害防止協会は、ポスター、安全衛生標語、実施のしおり及び海中転落並びに高年齢船員の死傷災害防止対策並びにメンタルヘルス対策の安全と衛生に関するリーフレットを一括作成する。
- ② 協賛者及び協力者は、これらポスター等を船舶所有者及び船舶に広く行き渡るように配布するほか、官公署、海事関係者の事務所、通船待合所、造船所その他関係者の目につきやすい場所に掲示する。

(3) 垂幕、横幕、立看板等の掲揚、掲示

協賛者及び協力者は、月間の名称、期間等を入れた垂幕、横幕、立看板等を作成し、官公署、海事関係者の事務所、通船待合所、造船所その他関係者の目につきやすい場所に掲揚、掲示する。

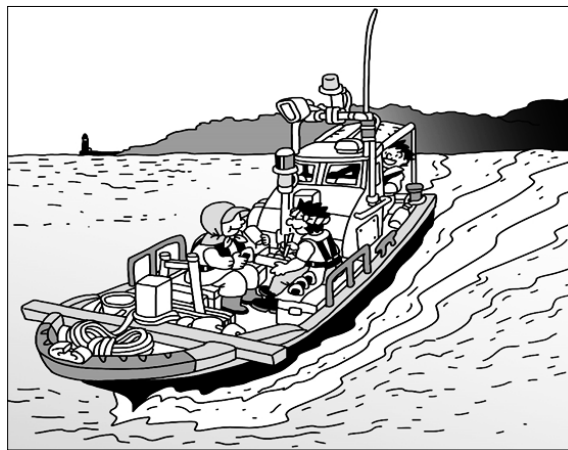
(4) 緑十字旗の掲揚等

協賛者及び協力者は、全船舶に緑十字旗の掲揚を指導する。

また、ポスター及び安全衛生標語の掲示、安全担当者及び衛生担当者のバッジ、腕章の着用についても指導する。

(5) 家族に対する協力の呼びかけ

協賛者及び協力者は、船員の家族に対し、講習会等を通じて船員の災害防止のための協力を呼びかける。



(6) 安全衛生に関する標語の配布、体験記及び意見の発表等

船員災害防止協会は、募集した安全衛生に関する標語、体験記及び意見の入賞作品を、ホームページや機関誌「船員と災害防止」等において発表する。また、国土交通省は、入賞者等についてファックス日より「船員行政ニュース」で紹介する。

7. 船員災害防止協会の活動

船員災害防止協会は、協賛者とともに、安全衛生に関する訪船指導の実施、船員災害防止大会、講習会及び講演会の開催、ポスター、実施のしおり等の作成配布、船員の安全衛生に功績のあった者の表彰を行う。

また、船員労働災害防止優良事業者（一般型）認定制度や船員安全・労働環境取組大賞（略称SSS）の周知など船員労働安全衛生月間の中心として主体的・積極的に活動を行う。

8. 船員労働安全衛生月間の諸活動実施状況の取りまとめ等

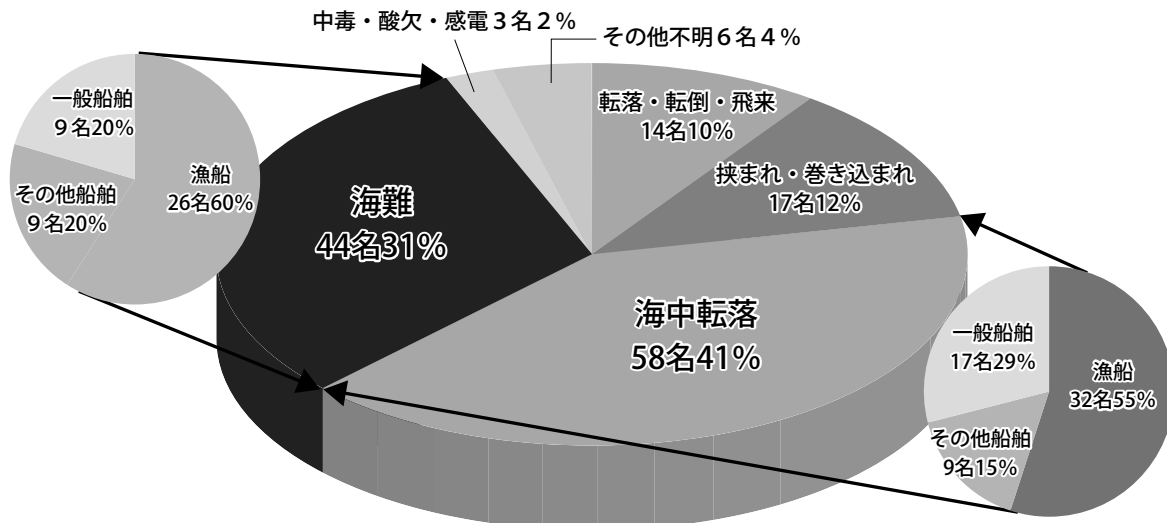
国土交通省は、月間の実施状況について、協賛者、協力者及び実施者から意見や評価等の報告を求め、その取りまとめを行う。

また、船員災害防止協会は、訪船指導等で明らかとなった船員の安全衛生上の問題点及び改善点等につき関係船舶所有者に指導を行う。

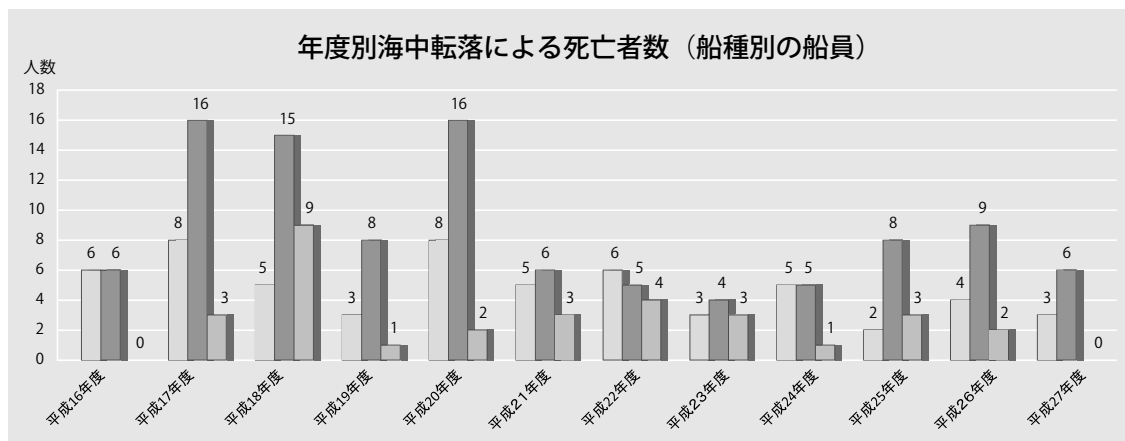


船員の死亡災害は海中転落が最も多い

死亡災害発生状況 5年累計(H23-27年度)



船員災害疾病発生状況報告書より



船員災害疾病発生状況報告書より

■一般船舶 ■漁船 ■その他船舶

【船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則が一部改正されました】

暴露甲板上的全ての小型船舶乗船者に対してライフジャケット着用義務拡大

平成 28 年 4 月に省令改正（公布） → 周知活動 → 平成 30 年 2 月から着用義務化

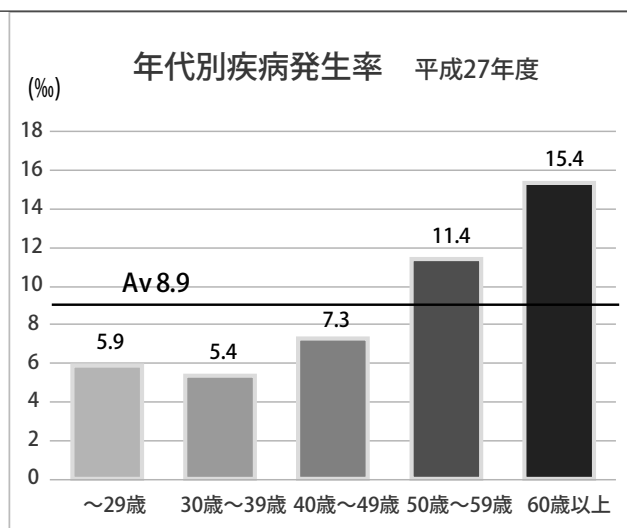
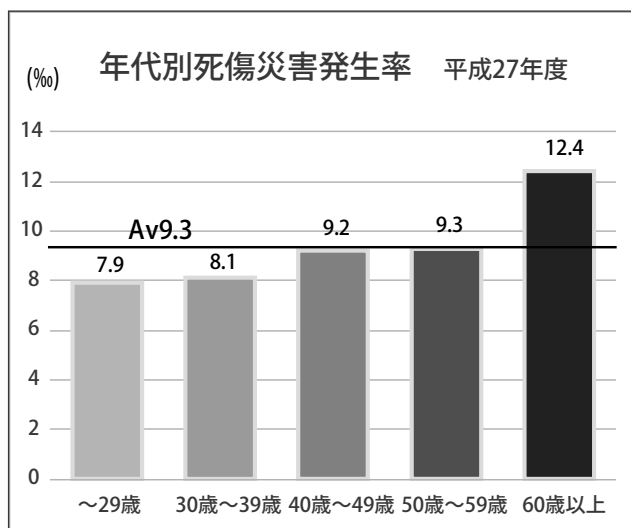
小型船舶では、ライフジャケット着用による生存率向上の効果が非常に高い！



漁船・プレジャーボート等から海中転落時の生存・死亡率（過去 10 年）海事局 資料

高年齢船員の死傷災害・疾病発生

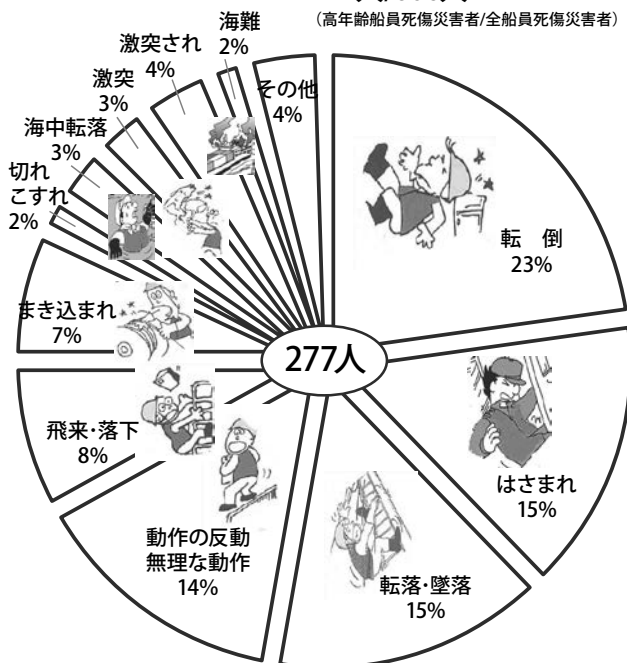
平成27年度船員災害疾病発生報告状況集計書より



平成27年度の年代別船員災害発生状況を見ると、高年齢船員（50歳以上）の船員死亡災害発生率・疾病発生率共に、依然として他の年代と比べて高くなっており、高年齢船員による災害・疾病が多く発生している。

高年齢船員の死傷災害状況

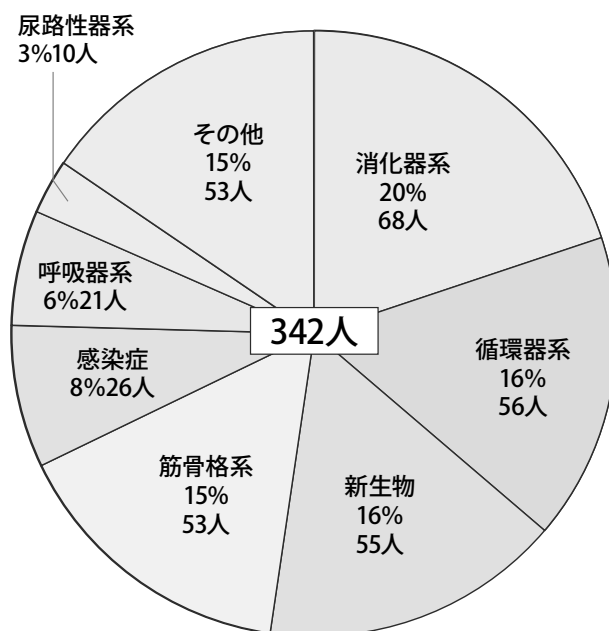
277人/606人
(高年齢船員死傷災害者/全船員死傷災害者)



船員死亡災害の種類別発生割合は、高年齢船員と他の年代の船員を比べて上位4種（転倒・はさまれ・転落墜落・無理な動作）に大差が無い。

高年齢船員の疾病発生状況

342人/584人
(高年齢船員疾病者/全船員疾病者)



高年齢船員の疾病発生割合では、他の年代に比べて新生物（ガン等）が多く、感染症が少ない。

メンタルヘルス

～ ストレスを見逃さず ストレスと向き合おう ～

船上生活でストレスと考えられる要因

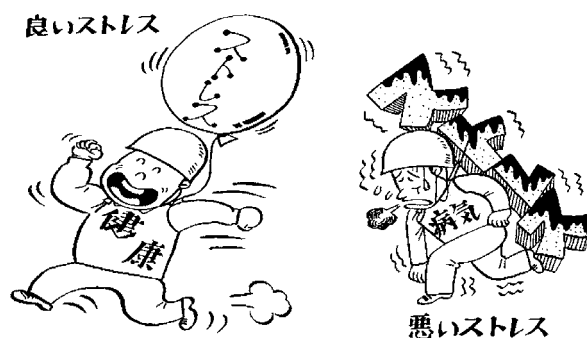
- 限られた逃げ場のない職場環境
- 24時間、集団生活・個人の時間、空間が少ない
- 職場以外の人間、家族、友人との接触の制限
- ストレス発散の時間、空間が少ない
- 時間的、身体的に厳しい労働環境
- 睡眠時間と睡眠の質の低下

ストレスが長引くと起こる反応

身体への作用による発症 ⇨ 高血圧、糖尿病、胃潰瘍、^{い かんせんしやう}易感染症＊
神経・脳への作用による症状 ⇨ 気分が塞ぐ、イライラ、不安、集中力低下

＊ 易感染症：免疫機能の低下などによって抵抗力が弱まって罹る感染症

メンタル不調の初期段階：適応障害



適 応 障 害

ストレスによって心のバランスが崩れた状態
ストレスがなくなれば元に戻る段階

きっかけ：生活環境の変化
転職、昇進、配置転換、対人関係のトラブル、孤立

職場で起きやすい適応障害の要因

仕事の容量オーバー
長時間労働、疲労、
睡眠不足

新しい仕事、難しい仕事、
達成困難な仕事
能力不足、経験不足、非適正



仕事上の立場で主体性
を奪われる
上司の押しつけ
プライドを傷つけられる

仕事上、上司や部下に
振り回される
中間管理職の場合など

適応力のチェック

(○適応障害になりにくい △適応障害に要注意)

- 立ち直る力がある (○ポジティブ志向 △ネガティブ志向)
- 自分を守る人や場所を確保している (サポート体制がある)
- 気持・欲望をコントロールする力がある
- 共感性や向社会性がある
- △環境変化に過敏、不安要素が強い
- △否定的体験にとらわれやすい
- △完璧主義者

適応障害への対応

- ☆支えになる人、場所を見つける☆
- ☆自分で気分が晴れる生活・趣味を実践する☆
- ☆ストレスに強くなる (ストレス耐性を高める)☆
- ☆不適応を生じている環境の問題解決☆
- ☆合わない環境から離れる☆

第61回 月間応募入選作品の発表

第61回船員労働安全衛生月間行事の一環として、当協会が船員とそのご家族、海運、水産関係者等から広く懸賞募集していました「論文」「体験記・意見」および「標語」の入選作品が決定致しました。

応募総数は「論文」「体験記・意見」8編、「標語」和文473篇、英文409篇、でした。ご応募ありがとうございました。

これらの応募作品につき、関係官庁、関係団体の委員により構成された選考委員会による審査の結果、「論文」「体験記・意見」では、優秀賞1編、佳作3編、「標語」については和文より、スローガン1篇、優秀賞4篇、佳作1篇、また英文よりスローガン1篇、優秀賞2篇、がそれぞれ選ばれました。

なお、「標語」和文の優秀賞の4篇と、英文の優秀賞2篇は標語掲示物として印刷し、各社、団体、協会支部及び各船に配布されますので、船内の見易いところに掲示のうえ、月間活動に役立ててください。

【論文・体験記・意見の部】（応募総数8編）

「優秀賞 1編」

○安全のためのコミュニケーション

出光タンカー(株) 三等航海士 西村 勇輝

「佳作 3編」

○「父、船員、労働安全衛生について」

元市役所職員

末續 守

○「浅瀬に乗り上げそうになって考えたこと」

出光タンカー(株) 三等航海士 中村 祥也

○「気づく事の大切さ」

出光タンカー(株) 三等航海士 磯垣 洋平

【標語の部】（応募総数882篇）

【和 文】（応募総数473篇）

スローガン

○元気に乗船、笑顔で下船、皆で取り組むゼロ災害

出光タンカー(株) IDEMITSU MARU 機関長 丸岳 知里

[優秀賞 4 篇]

○身を守る 保護具着用 忘れずに 元船員 山下 正人

○安全は基本動作と危険予知 みんなで築こう無事故の職場

岡本汽船(株) 泉隆丸 機関長 島津 富士登

○思い出せ 最初のころの 恐怖心 慣れこそ危険 一呼吸

国立広島商船高等専門学校商船学科 広島丸 航海科5年生 門所 森

○安全は ちいさな確認 ひとつから

国立広島商船高等専門学校商船学科 広島丸 航海科4年生 江口 恭平

[佳作 1 篇]

○怠るな 見回り 点検 体調管理

水産大学校 専攻科 舶用機関課程 柳沢 将志

【英 文】（応募総数409篇）

スローガン

○Safety first, Healthily first and Family first

福島県立いわき海星高等学校 専攻科 海洋科 2年 栗原 将也

[優秀賞 2 篇]

○ “Stop, look, and listen always priority for safety.”

出光タンカー(株) IDEMITSU MARU 3/O ELEPONGGA, ALLEN R.

○ “SAFETY ON SHIP, SAFETY ON YOUR FAMILY”

出光タンカー(株) IDEMITSU MARU 2/E BAJENTING, JESUS L.

船員災害防止協会の頒布品

船員災害防止協会では、下記のとおり安全衛生に関する書籍等を頒布（送料別・税別価格）していますので、ご注文の際はこの用紙にて下記のFAX番号までお送り下さい。

*平成28年4月1日より価格を改定いたしました。

2017年6月1日

商品番号	品名	価格	会員割引価格	注文数
<法規・条約・手帳>				
211	訓練手引書（和英）追補版-1～2・3付（SOLAS Training Manual）（バインダー付） H26. 7改訂	9,090	6,060	
203	訓練手引書 追補版-1～2 （SOLAS条約改正関係）他（平成20年3月）	450	300	
210	訓練手引書 追補版-3 （SOLAS条約改正関係）他（平成26年7月） H26.7改訂	600	400	
118	船員労働安全衛生規則（和英対訳） （Regulations for Labour Safety and Health of Seafarers） H26. 1改訂	2,040	1,360	
104	安全担当者記録簿（和英）（Safety Manager's Log Book） H25. 5改訂	2,550	1,700	
106	衛生管理者・衛生担当者記録簿（和英） （Log Book of Health Supervisor・Health Manager） H25. 5改訂	2,550	1,700	
113	船員安全手帳（和英）（Seafarers' Safety Book）（葉書サイズ） H29. 5改訂	2,220	1,480	
108	安全衛生チェックリスト（和英）（Check List on Safety and Health for Ships） H29. 3改訂	1,530	1,020	
<安全>				
304	なくそう！海中転落 推進しよう作業用救命衣の常時着用（和英） H27. 7発行	1,320	880	
213	危険予知訓練で安全の先取りを～KYTイラスト集～（和英） （A4/4穴/アクリルカバー付） H28. 3改訂	3,990	2,660	
207	危険予知訓練で安全の先取りを～KYTイラスト集～（B5/和文）	2,040	1,360	
204	安全管理の指標	2,040	1,360	
209	船内におけるヒヤリハット実例集～仲間を描いたイラスト100撰～ H28. 8改訂	1,500	1,000	
208	船内の安全を先取りしよう～リスクアセスメントの実務～	930	620	
116	安全衛生水準の向上を目指して ～船内労働安全衛生マネジメントシステム導入による災害の犠牲を未然に防ぐ予防対策型の管理体制の構築～	870	580	
214	船員の多発災害を防ぐには～その傾向と対策～ H27.10改訂	1,440	960	
115	気づいていますか！熟練船員の過信と油断 H28.12改訂	1,020	680	
303	なくそう！漁船の災害（漁船災害防止の手引き・・・総集編）	870	580	
305	危険物等取扱責任者更新講習教本	3,000	2,000	
306	酸素欠乏危険作業テキスト	3,000	2,000	
<衛生>				
201	衛生管理者教本（和文）（バインダー付） H27. 3改訂	9,360	6,240	
114	船の飲用水	2,040	1,360	
<食事>				
230	船内の食事管理（和英）（Food and Catering on Board Ships） H25. 2発行	2,550	1,700	
117	からだにやさしい健康レシピ	2,820	1,880	
205	船でつくる四季のメニュー	1,710	1,140	
<DVD・旗・バッジ・その他>				
221	～漂流から生還へ（30分）～（サバイバルトレーニング）DVD	9,360	6,240	
226	内航船の危険予知（38分）DVD	9,360	6,240	
101	緑十字旗（70cmx100cm）	2,460	1,640	
102	安全担当者バッジ	390	260	
103	衛生担当者バッジ	390	260	
会社名（個人名）・住所・担当者・電話		合計		
		円		点

〒 _____
(住所)

(会社名・個人名)

所属部署： ☐をつけてください
(会員・非会員・不明)

担当者名	TEL	—	—	FAX	—	—
船員災害防止協会 〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 TEL.03-3263-0918 FAX:03-3263-0910						

船員災害防止協会 支部・地区支部一覧表

支部・地区支部名	郵便番号	住 所	電 話
01北海道支部	047-0007	小樽市港町 4-4	小樽港湾センター 3F
小樽地区支部	047-0048	小樽市高島 1-2-5	小樽機船漁業協同組合内
函館地区支部	041-0821	函館市港町 3丁目19-2	津軽海峡フェリー(株)内
室蘭地区支部	051-0013	室蘭市舟見町 1-130-21	室蘭漁業協同組合内
苫小牧地区支部	053-0005	苫小牧市元中野町 4-7-1	北洋海運(株)内
釧路地区支部	085-0845	釧路市港町 1-18	釧路機船漁業協同組合内
根室地区支部	087-0054	根室市海岸町 1-17	根室漁業協同組合内
網走地区支部	093-0032	網走市港町 4-63	網走漁業協同組合内
稚内地区支部	097-0006	稚内市新港町 1-13	稚内機船漁業協同組合内
紋別地区支部	094-0011	紋別市港町 6-5-2	紋別漁業協同組合内
留萌地区支部	077-0041	留萌市明元町 5-3	新星マリン漁業協同組合内
02東北支部	985-0016	宮城県塩釜市港町1-4-1	マリゲート塩釜2F
青森地区支部	030-0821	青森市勝田2-23-12	(株)細川産業内
八戸地区支部	031-0822	八戸市白銀町三島下95	八戸漁業指導協会内
宮古地区支部	027-0005	宮古市光岸地4-40	宮古漁業協同組合内
釜石地区支部	026-0021	釜石市只越町2-6-20	(株)山元内
気仙沼地区支部	988-0021	気仙沼市港町508-2 福德第2ビル2F	宮城県北部船主協会内
石巻地区支部	986-0834	石巻市門脇町2-3-7	津田海運(株)内
小名浜地区支部	970-0311	福島県いわき市江名字北町50	福島県鯉鮪漁業者協会内
秋田地区支部	011-0945	秋田市土崎港西1-5-11	秋田県漁業協同組合内
酒田地区支部	998-0036	酒田市船場町2-2-1	山形県漁業協同組合内
03北陸信越支部	950-0078	新潟市中央区万代島9-1	佐渡汽船(株)内
伏木地区支部	930-0096	富山市舟橋北町4-19	森林水産会館 県漁連内
七尾地区支部	926-0015	石川県七尾市矢田新町二部162-3 ポートサイド七尾	北陸曳船株式会社内
04関東支部	231-0002	横浜市中区海岸通 4-23	相模ビル 2F
東京地区支部	101-0051	千代田区神田神保町 2-2-34 千代田三信ビル 8F	(一社) 全日本船舶職員協会
千葉地区支部	260-8517	千葉市中央区中央港 1-9-5	(株)ダイトコーポレーション千葉支店内
川崎地区支部	210-0006	川崎市川崎区砂子 1-2-14 橋本屋ビル201	富士海運(株)内
鹿島地区支部	314-0103	茨城県神栖市東深芝 8	鹿島埠頭(株)内
銚子地区支部	288-0001	銚子市川口町 2-6528 第三卸市場管理事務所	銚子市漁業協同組合内
茨城地区支部	310-0011	水戸市三の丸 1-1-33すいさん会館 2F	茨城沿海地区漁連内
三浦三崎地区支部	238-0243	三浦市三崎 2-22-10 三崎水産会館	三崎鮪船主協会内
横須賀地区支部	238-0004	横須賀市小川町27-17	東京汽船(株)横須賀支店内
05中部支部	455-0032	名古屋市区入船 2-2-14	藤洋ビル 3F
名古屋地区支部	455-0032	名古屋市区入船 2-2-14	藤洋ビル 3F 中部支部内
四日市地区支部	510-0011	四日市市霞 2-1-1	伊勢湾防災(株)内
鳥羽地区支部		中部支部扱い	
清水地区支部	425-0021	焼津市中港 2-6-13	静岡かつお・まぐろ協同組合内
下田地区支部	415-0000	下田市外ヶ岡11	伊豆漁業協同組合内
敦賀地区支部	914-0079	敦賀市港町 7-15敦賀港湾合同庁舎	福井運輸支局敦賀庁舎気付
06近畿支部	552-0021	大阪府大阪市港区築港 3-7-15	港振興ビル204
京都地区支部	624-0946	京都府舞鶴市下福井901舞鶴港湾合同庁舎	京都運輸支局舞鶴庁舎気付
和歌山地区支部	640-8404	和歌山県和歌山市湊1106-4	和歌山運輸支局気付
勝浦地区支部	649-5335	和歌山県東牟婁郡智勝浦町大字築地 8-5-5	和歌山運輸支局勝浦海事事務所気付
07神戸支部	650-0024	神戸市中央区海岸通 5	商船三井ビル 2F
08中国支部	734-0011	広島市南区宇品海岸 2-15-17	埴野ビル 3F
広島地区支部	734-0011	広島市南区宇品海岸 2-15-17	埴野ビル 3F 中国支部内
尾道地区支部	722-0002	尾道市古浜町27-284 尾道糸崎港湾福祉センター	広島県内航海運組合東部支部内
因島地区支部	722-2323	尾道市因島土生町1899-35	中国運輸局 因島海事事務所気付
木江地区支部	725-0401	豊田郡大崎上島町木江5067-9	木江地区造船海運振興協議会内
呉地区支部	737-0029	呉市宝町 9-25呉港湾合同庁舎	中国運輸局 呉海事事務所気付
境地区支部	684-0034	境港市昭和町 9-1 境港港湾合同庁舎	鳥取運輸支局 境庁舎気付
松江地区支部	690-0024	松江市馬潟町43-3	島根運輸支局気付
岡江地区支部	701-4302	瀬戸内市牛窓町牛窓5662-4	(一社) 瀬戸内市緑の村公社内
徳山地区支部	745-0025	周南市築港町13-38 徳山下松港湾福祉センター	山口県内航海運組合内
阿武・萩地区支部	758-0011	萩市大字椿東6446番地 5	山口県漁業協同組合 はぎ統括支店内
09四国支部	760-0020	高松市錦町 1-21-3	開拓ビル 5F
香川地区支部	760-0020	高松市錦町 1-21-3	開拓ビル 5F 四国支部内
徳島地区支部	770-0865	徳島市南末広町 6-50	徳島県内航海運組合内
松山地区支部	791-1113	松山市森松町1070	四国運輸局 愛媛運輸支局気付
新居浜地区支部	792-0011	新居浜市西原町 2-7-21	新居浜地区海運組合内
宇和島地区支部	798-0003	宇和島市住吉町 2-7-14	南予内航海運組合内
高知地区支部	780-8010	高知市棧橋通 5-5-4	高知県海事振興会内
10九州支部	801-0834	北九州市門司区本町 1-5	PORT MOJI壱番館 6F
長崎地区支部	851-2211	長崎市京泊 3-3-1 関連商品売場棟B-20	山田水産(株)内 長崎県以西底曳網漁業協会気付
下関地区支部	750-0066	下関市東大和町 1-7-1 下関港湾合同庁舎	九州運輸局 下関海事事務所気付
鹿児島地区支部	892-0823	鹿児島市住吉町13-1 鹿児島港湾ビル 3F36号	鹿児島県旅客船協会内
佐世保地区支部	857-0855	佐世保市新港町 8-1 新みなとターミナル 1F	佐世保旅客船協会内
福岡地区支部	812-0013	福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎新館	九州運輸局 船員労働環境課気付
大分地区支部	870-0932	大分市東浜 1-4-12	大分県海運組合気付
熊本地区支部	869-3207	宇城市三角町三角浦1160三角港湾合同庁舎	熊本運輸支局 三角庁舎気付
宮崎地区支部	880-0858	宮崎市港 2-6	宮崎県漁連 漁政課気付
佐賀地区支部	847-0861	唐津市二太子 3-216 唐津港湾合同庁舎	佐賀運輸支局 唐津庁舎気付
北九州地区支部	801-0834	北九州市門司区本町 1-5	PORT MOJI壱番館 6F 九州支部内
11沖縄支部	900-0012	那覇市泊 3-1-8	(一社) 沖縄旅客船協会内

MEMO

[illegible]



船員災害防止協会って？

せんさいぼうが略称です。船員の安全の確保と船内衛生の向上のための対策を自主的に推進する団体で、安全・生存対策等の各種講習会の開催や訪船指導などを行っています。

1967年（昭和42年）に、「船員災害防止活動の促進に関する法律」に基づき、現・国土交通省と現・厚生労働省の認可を受け設立されました。

設立以来、半世紀にわたって、船舶所有者、海運・水産関係団体、関係省庁などと連携しながら、船員の災害を防止する活動を積極的に行ってきました。

せんさいぼうは、会員の皆様の自主的な船員災害防止活動のお手伝いをしています。いつでも、どんなことでもご相談下さい。

平成29年度(第61回)船員労働安全衛生月間

実施のしおり

〒102-0083

東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル4F

TEL:03-3263-0918 FAX:03-3263-0910

HP <http://www.sensaibo.or.jp>

e-mail info@sensaibo.or.jp

船員災害防止協会